

要介護度の申請から認定に至るまで

申請

ご本人、ご家族、代理人が市町村の担当窓口申請を行います。
弊社ケアマネージャーも代行する事が可能です。お気軽にご相談ください。



訪問調査

調査員が実際に利用予定者のお宅を訪れて実地調査を行います。介護状況や生活状況等について質問をしたりします。
また、主治医及びかかりつけ医には、意見書を作成してもらいます。



要介護認定

調査員の報告事項や、コンピュータへのデータ入力、主治医やかかりつけ医の意見書などを考慮して、認定審査会により要介護度が決まります。
要介護度は「自立（非該当）」「要支援 1～2」「要介護 1～5」の、7段階があります。



認定結果の通知

要介護度の認定結果が 30 日以内に届きます。「要介護」認定が為されますと、介護保険のサービスを受ける事ができるようになります。



認定結果に不満がある時



不服申し立て

認定結果に不満がある場合は、都道府県の介護保険審査会に対して、不服申し立てを行う事ができます。